

○新潟県が設置している「新潟県政府調達苦情検討委員会」での苦情申立案件の概要

関係調達機関	新潟県（知事政策局ICT推進課）	
調達案件	新潟県資産管理用サーバ機器及びソフトウェア等一式の購入	
苦情申立人	匿名（入札参加者B社の応札物品（資産管理ソフトウェア）の供給元）	
入札手続の経過	令和3年3月19日	新潟県報による入札公告及び入札説明書の交付を開始（交付場所：新潟県庁、交付期限 3.29、参加申請期限4.16） ※調達の仕様は、苦情申立人が供給元である製品を指定
	令和3年3月30日	A社から資産管理ソフトウェアの製品指定に係る質問を受理
	令和3年4月 9日	質問のあった製品指定を解除し、同等品を可とする仕様に変更し、入札に関する質問への回答として入札説明書を交付した2社にメールで通知
	令和3年4月16日	A社及びB社から入札参加資格確認申請書の提出を受けるが、A社の書類は調達仕様を満たすことが確認できないため、証明する資料の追加提出を求める
	令和3年4月20日	A社から調達仕様を満たすことを証明する資料が提出される
	令和3年4月21日	A社及びB社に対し、入札参加資格を有する旨を通知
	令和3年4月28日	開札。開札の結果、苦情申立人が供給元ではないA社が落札
	令和3年4月30日	B社及び苦情申立人から、落札された資産管理ソフトウェアが調達仕様を満たすか再度確認を求める意見書が提出される
	令和3年5月24日	調達仕様を満たすことを確認し、その旨B社に回答
	令和3年5月26日	落札者であるA社と仮契約を締結
	令和3年5月27日	苦情申立人から本件調達に関する情報公開請求を受理
	令和3年7月 2日	苦情申立人に開示を求められた資料を送付
	令和3年7月15日	苦情申立人が新潟県政府調達苦情検討委員会に苦情申立て
苦情の概要	<p>① A社の応札物品である「D社製品新潟県庁版」は、入札説明書に定める基本的要件を満たしていないのにA社を入札参加資格ありとした（協定15条第4項関係）</p> <p>② 入札説明書に、開発・役務提供を前提に入札して良いことの記載がない（協定第10条第7項(a)関係）</p> <p>③ A社の応札物品は特定業者しか知り得ない一般的に調達できない物品であることから、明らかに同等の物品ではなく、公平性を欠く（協定第10条第3項関係）</p> <p>④ A社から関係調達機関に派遣された研修生C氏が、苦情申立人と製品仕様内容に関するやりとりをしている（協定第10条第5項関係）</p> <p>⑤ 本件調達にC氏が関わったことが、関係調達機関とA社の利益相反となっている（協定第4条第4項(b)関係）</p> <p>⑥ A社からの質問により製品指定しない調達仕様に変更されているが、C氏が所属するA社のために調達仕様の変更がなされたのではないか</p>	
委員会の対応	令和3年7月30日	苦情申立てを受理
	令和3年8月24日-10月6日	委員会での検討（5回）
	令和3年10月13日	検討結果の報告書の公表
委員会の検討結果（概要）	<p><b>1 本件申立ての適法性について</b></p> <p><b>(1) 本件申立てが期限内に行われたか</b></p> <p>本件申立ては、苦情申立人が委員会に提出した、令和3年7月15日付けの苦情申立書により行われている。</p> <p>苦情申立人は、同年5月27日付けで本件調達に関する情報公開請求を行っており、関係調達機関は、公開決定を行った資料を同年7月2日に苦情申立人に郵送している。苦情申立人は関係調達機関から公開された情報により落札者の納入物品内容を把握した日が同年7月7日であると主張し、これは苦情申立人が公開情報を元に苦情の原因となった事実を把握するために、合理的な期間の範囲内であると考えられ、<u>本件申立ては、「遅れて申立てが行われた場合」という却下事由には該当しない。</u></p>	

(2) 供給者からの申立てであるか

苦情申立人は、入札参加者であるB社との関係において、本件調達における調達物品である資産管理ソフトウェアの供給元であり、「提供を行うことが可能であった者」に該当するものと認められ、「供給者からの申立てでない場合」という却下事由には該当しない。

また、その他の却下事由にも該当しないことから、適法になされたものである。

【新潟県政府調達に関する苦情の処理手続】

2. 苦情の申立て

(1) 供給者（調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。）は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第1条に規定する国際約束の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し、書面により苦情を申し立てることができる。

5. 苦情の検討の手続

(1) 供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、協定等のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、文書をもって委員会へ苦情を申し立てることができる。

(3) 委員会は、原則として、申立て後10作業日以内に苦情について検討し、次の各号に該当する場合には、書面により理由を付して却下することができる。

- ア 遅れて申立てが行われた場合
- イ 協定等と無関係な場合
- ウ 軽微な、又は無意味な場合
- エ 供給者からの申立てでない場合
- オ その他委員会による検討が適当でない場合

委員会の検討結果（概要）

2 苦情①～⑥について

- ① A社の応札物品は入札参加資格決定時点において存在しない、存在していたとしても苦情申立人の製品と同等以上の性能と機能があると確認できるはずはなく「A社は参加のための条件を満たしていない」にもかかわらず入札参加資格ありとした調達機関の判断は適切でないという苦情申立人の主張に対し、
  - 委員会において関係調達機関及びA社に照会し、遅くとも機能証明を発行した令和3年4月20日時点では、機能を有した製品として存在していたと考えられる。
  - 苦情申立人は、書類のみで苦情申立人の製品と同等以上の性能と機能があると確認できるはずはないと主張するが、根拠はなく失当である。関係書類に基づいて、A社は入札参加資格を有していると判断した関係調達機関の判断に誤りはない。
  - 以上のことから、A社は入札参加資格を有していたと判断できることから、「参加のための条件を満たした供給者」とであると認定できるため、苦情申立人の主張は採用できない。

【政府調達に関する協定】

第15条 入札書の取扱い及び落札

落札

4 落札の対象とされるためには、入札書は、書面で提出されたものでなければならず、開札の時に公示及び入札説明書に定める基本的要件に適合したものでなければならず、かつ、参加のための条件を満たした供給者から提出されたものでなければならない。

- ② A社の応札物品は、D社製品の「新潟県庁版」を開発して納入することが前提となっているにもかかわらず、開発、役務提供を前提に入札してよいことが入札説明書に記載されていないことは協定に違反しているという苦情申立人の主張に対し、
  - 本件調達においては、仕様を満たす物品を納入期限までに納入することが求められるのみで、開発の可否に言及する必要はなく、また本件調達が物品調達であることから役務提供に関する説明は必要がない。
  - 委員会が認定した事実によれば、遅くとも機能証明を発行した時点で「D社製品新潟県庁版」は製品として存在しており、本件調達のための「開発」が行われた事実は確認できず、A社の応札物品は、本件調達における入札説明書の説明から逸脱したところはない。

- 以上のことから、**本件調達における入札説明書には完全な説明が含まれていないと考えられるため、苦情申立人の主張は採用できない。**

【政府調達に関する協定】  
第10条 技術仕様及び入札説明書

入札説明書

- 7 調達機関は、供給者がその有効な入札書を準備し、かつ、提出するために必要なすべての情報を含む入札説明書を入手することができるようにする。入札説明書には、調達計画の公示に既に記載されている場合を除くほか、次の事項についての**完全な説明を含める。**
  - (a) 調達（調達されるべき物品又はサービスの特質及び数量（数量が不明な場合には、数量の見積り）並びに満たすべき要件（技術仕様、適合性評価の証明、設計図、図案又は解説資料を含む。）を含む。）を含む。

- ③ A社の応札物品であるD社製品新潟県庁版は、特定業者しか知り得ない一般的に調達できない物品であることから、明らかに製品指定されていた苦情申立人の製品と同等の物品ではなく、他の供給者において当該情報を知り得なかったために入札参加の機会を失わせた可能性があり、公平性を欠くという苦情申立人の主張に対し、

- D社に対し問い合わせをすればA社以外でも仕様を満たす製品であることが確認できたといえる。
- D社製品自体は一般に販売されている製品であり、特定の業者しか知り得ない物品であるとはいえない。
- 仮に特定の業者しか知り得ない物品で応札したとしても、調達機関が求めている機能を有しているものであれば入札及び調達に関して問題はなく、一般的に調達できる物品であるかどうかは入札において問題にならない。
- 以上のことから、D社製品新潟県庁版は**特定の業者しか知り得ない物品ではなく、また、一般的に調達できない物品で応札したとしても、公平性は阻害されるものではないため、苦情申立人の主張は採用できない。**

また、協定第10条第3項の規定の趣旨は、入札説明書に「同等のもの」と記載することにより、同等の物品等を入札参加ができるようにするものであると考えられ、苦情申立人の主張については、同条同項を論拠とすることは適切でない。

【政府調達に関する協定】  
第10条 技術仕様及び入札説明書

技術仕様

- 3 調達機関は、デザイン又は記述的に示された特性が技術仕様において用いられる場合において、適当なときは、入札説明書に「又はこれと同等のもの」というような文言を付することにより、**調達の要件を満たすことが明らかな同等の物品又はサービスの入札を考慮することを示すべきである。**

- ④ A社からの派遣研修生であるC氏が、苦情申立人と製品仕様内容についてメール等でやりとりをしていたことは、本件調達の仕様内容に直結するものであり、入札業務に関わったとして、協定に違反しているという苦情申立人の主張に対し、
- C氏が調査業務に関与したことで「競争を妨げる効果」があったと認めるに足りる証拠はない。
- 苦情申立人の主張は、C氏によりA社への情報漏洩があったとの認識に基づくものであるところ、そのような事実を認めることはできない。
- しかも、当初は本件調達において、D社製品ではなく苦情申立人の製品が製品指定されていた。
- 以上のことから、**A社にとって、C氏の調査業務が他の供給者との関係で入札に有利に働いたとは考えられず、苦情申立人の主張は採用できない。**

【政府調達に関する協定】  
第10条 技術仕様及び入札説明書

技術仕様

- 5 調達機関は、特定の調達のための技術仕様の立案又は制定に利用し得る助言を、**競争を妨げる効果を有する方法により、当該調達に商業上の利害関係を有する可能性のある者に対し求めてはならず、また、当該者から受けてはならない。**

- ⑤ 本件調達にはA社が参加しており、C氏が出向元であるA社の利益を優先することで、関係調達機関の利益が害されるおそれがある以上、本件調達は利益相反を回避できておらず、協定に違反しているという苦情申立人の主張に対し、
  - 本件調達のための「開発」が行われた事実は確認できず、苦情申立人の主張の前提となる事実自体が認められない。
  - また、C氏の情報漏洩という事実を認めるに足りる証拠はなく、情報漏洩の事実は認定できない。
  - C氏は情報収集を行ったにとどまり仕様書の作成自体には関わっておらず、仕様書の策定や最終的な調達仕様作成にいわば間接的に関与したに過ぎない。さらに、C氏の所属するA社は、D社製品も含め、複数社の製品を調達して応札する立場にあり、D社製品を開発し、特定の製品の販売を促進しているわけではない。
  - 以上のことから、**情報の漏洩があったという事実の認定はできず、本件調達において利益相反は生じていない。**  
 また、C氏は関係調達機関の指示に従い、仕様作成に間接的に関与したに過ぎず、また、**関与したことによって競争上の不公正な利点を享受する場合にも該当しないことから、問題があったとはいえず、苦情申立人の主張は採用できない。**

【政府調達に関する協定】  
第4条 一般原則

調達の実施

- 4 調達機関は、対象調達を次の(a)から(c)までの要件を満たす透明性のある、かつ、公平な方法により実施する。
  - (a) -略-
  - (b) **利益相反を回避すること。**
  - (c) -略-

【政府調達手続に関する運用指針等について】

別紙1 政府調達手続に関する運用指針

2.市場調査の基本的な考え方

- (2) 調達機関は、公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、仕様の策定に**直接**関与した供給者を入札手続に参加させてはならない。

別紙4 日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置

II.政策及び手続き

- 5 最終的な調達仕様作成に直接関与した供給業者は、関与したことによって**競争上の不公正な利点を享受する場合**には、入札過程に参加することを認められない。但し、調達機関が使用の準備又は仕上げの過程を管理し、公正かつ無差別的に進めているという状況の中で潜在的供給業者が調達機関に情報若しくは支援を提供する場合及び供給業者が調達機関の要請に応じて、自らの製品に関する仕様若しくはデータを提供する場合は、例外とする。このような場合、すべての潜在的供給業者に、参加する機会又は製品に関する仕様若しくはデータを提供する機会が与えられる。

- ⑥ 関係調達機関に出向しているC氏が所属するA社のために調達仕様の変更がなされたという苦情申立人の主張に対し、
  - 関係調達機関が**製品指定を解除し、機能指定に改めた調達仕様の変更の手続は、協定を遵守しており、問題はなく、苦情申立人の主張は採用できない。**

委員会の結論

本件調達の入札手続が**協定に違反するとの苦情申立人の主張を認めることはできず**、入札の無効化及び次点入札者を落札者とすることを関係調達機関に提案することを求めるとの**苦情申立人の申立ては、採用できない。**

(今後に向けての要望)

本件申立ては、関係調達機関が入札公告時の仕様に苦情申立人の製品を指定し、A社からの質問を受けたことで、その指定を解除し、機能指定に改めたことに端を発していることから、調達仕様の決定に際しては、当初の段階で十分な調査を行うなど、より慎重に行うべきであった。